

静岡県告示第94号

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）の規定に基づき、次のとおり同条例第3条第4項に規定する給料月額を定めたので、告示する。

令和3年2月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 特別の事情により任命権者が定める給料月額を適用する職員の区分
多文化共生課において、地域日本語教育総括コーディネーターの業務に従事する職員
- 2 特別の事情により任命権者が定める給料月額
大学教育職給料表1級32号給の給料月額

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。